⑶　追加弁済は、管財人が指定する日に実施する。
⑷　追加弁済が実施された場合、前記１の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所及び弁済費用の負担
１　金銭による弁済について
本更生計画による弁済（代物弁済を除く。）は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは、更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。
弁済日が銀行休業日であるときは、翌営業日に行う。
２　代物弁済について
代物弁済は、対象物件が存在する場所において行う。
なお、代物弁済に基づく対象物件の引渡しに伴う費用は、更生担保権者の負担とする。
第２　放棄・取下げ債権の取扱い
更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下げがあったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下げ後の残債権額を基準として適用する。
第３　債権譲渡等の取扱い
更生手続開始決定日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧権利者は、移転後の債権額（但し、開始後の利息、損害金を除く。）に応じて、免除額を按分負担し、移転後の各弁済額を按分取得する。
第４　端数処理、弁済充当の順序
更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、弁済額について生じた１円未満の端数は切り上げる。
また、弁済する更生担保権または更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第４章　未確定更生債権等の措置
第１節　継続中の更生債権査定申立て
該当なし。
第２節　未確定更生債権の措置
該当なし。
第５章　担保権の措置
第１節　存続する担保権
第１　共同担保関係の消滅
全ての存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。
第２　所有権留保にかかる担保権
１　別表12「存続する担保権一覧表」に記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定以後も別表13「担保権の目的の一覧表（所有権留保）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。
２　前項の担保権（別表12「存続する担保権一覧表」整理番号４記載の担保権を除く）は、第３章第１節第１の２⑴の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
更生会社は、第３章第１節第１の２⑴の方法に基づき金銭による一括弁済が完了したときに、当該担保権の目的物の所有権を取得するものとする。
この場合、担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更に必要な書類の一切を管財人に対し交付しなければならない。
３　別表12「存続する担保権一覧表」整理番号４記載の担保権は、本章第３節に定めるところに従って消滅する。
更生会社は、上記担保権の目的物（別表13「担保権の目的の一覧表（所有権留保）」整理番号２及び３の物件）について第３章第１節第２の２⑵に定める売却の許可が得られた時に、当該担保目的物の所有権を取得するものとする。
第３　リースにかかる担保権
１　別表12「存続する担保権一覧表」に記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定以後も別表14「担保権の目的の一覧表（リース）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。
２　前項の担保権は、第３章第１節第２の２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
更生会社は、リース期間が満了するまでリースにかかる対象物件（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。
なお、弁済（代物弁済を含む。）が完了したときに管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）が求めた場合、管財人は、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１ヶ月を経過する日までに当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は所有権の放棄に同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置した場所について原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げなければならない。
第２節　存続しない担保権
別表12に記載されていない一切の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定の時に消滅する。存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続をする。存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
第３節　資産処分の場合の担保権の消滅
別表12「存続する担保権一覧表」整理番号４記載の担保権は、物件の売却について裁判所の許可が得られた時に、当該物件上に存する担保権が消滅する。
この場合、当該担保権にかかる担保権者は、当該担保権設定登録の抹消手続又は名義変更手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、担保権設定登録の抹消登録手続き又は名義変更手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
第４節　登記等の費用
本章による登録手続に要する費用は、本更生計画に別段の定めがない限り、更生会社が負担する。
第６章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式の全て（更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。
第２　発行済株式の消却
更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式の全て（前項に基づき取得した自己株式を含む200株）を消却する。
第３　資本金の減少
更生会社の資本金を次のとおり減少させる。
１　減少する資本の額　　1000万円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がなされた日に、その効力を生じる。